

えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者審査要領

1 提出書類

申請を希望する事業者は、えびなこどもセンター公私連携型保育所事業者募集要項に定める必要書類を提出するものとする。

2 審査方法

(1) 資格審査（事務局による審査）

募集要項に定める資格を有するか審査する。

(2) 書類審査（委員会による審査）

申請者から提出された書類を審査する。

(3) 面接審査（委員会による審査）

申請者に対し、面接（プレゼンテーションを行い、採点する。時間は、1事業者あたり30分間（説明10分、質疑応答20分）を基本とする。

3 判定方法

(1) 資格審査に合格した者のみ、次の審査に進むものとする。

(2) 委員会による審査については、書類審査、面接審査、その他の結果を総合的に判断し、審査基準表に基づき、評点を審査票（別途配布）に記入する。

(3) 各委員の採点結果を事務局が集計する。

ア 委員ごとに審査基準表（審査票）に示す項目ごとに採点し、その合計点が高い順に順位をつける。そして、順位を第1位とした申請者に3点、第2位とした申請者に2点、第3位とした申請者に1点（申請者が2事業者の場合は第1位に2点、第2位に1点）を与え、その合計点が一番高い事業者を公私連携保育法人予定候補者に選定する。

イ 上記アにおいて、その合計点と同数の場合は、当該事業者に係る採点の合計点が最も高い団体を公私連携保育法人予定候補者とする。

ウ 上記イにおいて、採点の合計点がなお同数の場合は、審査基準表における事業者提案事項に係る採点の合計点が最も高い事業者を公私連携保育法人予

定候補者とする。

エ 公募結果として申請者が1事業者の場合は、各委員の合意でもって公私連携保育法人予定候補者とする。

(4) 評点が6割に満たない場合は失格とする。

(5) ここまでの審査にすべて合格した事業者のうち、最高得点を獲得した事業者を公私連携保育法人予定候補者とする。

4 資格確認項目及び審査の基準

別紙のとおり

資格確認基準

資格の確認

確認項目	審査項目	確認
欠格事項の有無	令和 8 年 4 月 1 日時点において、海老名市内又は北海道登別市内で認可保育所、認定こども園又は小規模保育施設を運営している法人であること。	
	社会福祉法人、学校法人、一般財団法人、特定非営利活動法人又は株式会社であること。	
	海老名市暴力団排除条例第 2 条に掲げる暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団経営支配法人に該当していないこと。	
	最近 1 年間に、国税、都道府県税及び市町村税の滞納がないこと。	
	会社更生法、民事再生法等に基づく再生又は再生手続きを行っていないこと。	
	その他、法令等に違反していないこと。	

審査基準表

- ・各審査項目について、評価基準を参考に採点する。
- ・合計得点が、最低基準（6割：180点）を下回った場合は、失格とする。
- ・欠格条項（網掛け部分）が規定の点数を下回った場合は、失格とする。

審査項目	評価基準、着眼点など	主に参照すべき項目	配点	項目上限点
第1 基本方針に関する事項				
1 保育所運営の理念	・安定して運営していく内容となっているか。 ・本事業の趣旨を理解し、運営に反映させることとしているか。	様式2-1-1、2、3	5	15
2 配置する施設長の像	・安定して運営していく資質を有しているか。 ・職員をまとめていく力量を有しているか。 ・市職員との連絡・調整が適切に取れる者であるか。	様式2-1-5	10	
第2 保育内容等				
1 全ての児童を公平に受け入れる能力	・要保護児童への対応が明記されているか。内容は適切か。 ・国籍・宗教（給食など）の多様性に対する対応が明記されているか。内容は適切か。	様式2-2-1、2、3	10	70
2 保護者の費用負担の考え方	・高額な金額設定を想定していないか。	様式2-2-4	10	
3 児童の安全・安心の確保 （防災・防犯・衛生・健康管理・虐待・アレルギー・医療的ケア児・障がい児対応等）	・防災・防犯・衛生管理・虐待への対応が明記されているか。内容は適切か。 ・アレルギー・障がい児対応の取組が明記されているか。内容は適切か。	様式2-2-5、6、7、8、9、10、11	20	
4 医療的ケア児や加配を必要とする児童を受け入れる能力について	・保護者及び園が安心してこどもも預けられる又は預かれる体制が整えられているか。 ・支援が必要な児童の預かりを前向きに考えられるか。	様式2-2-12	10	
5 保育所の適正利用（保育時間、要件など）に対する適切な助言や援助する能力	・保護者に対する案内は、適切か。 ・市との連携は取られているか。	様式2-2-13	10	
6 緊急時等の対応（児童の体調の急変など）	・緊急時でも適切な対応が取れるか。 ・保護者が安心できる対応を取れるか。 ・保護者との連絡体制は適切か。	様式2-2-14	10	
第3 運営管理に関する事項				
1 管理運営組織体制	・組織体制は適当か。	様式2-3-1	5	70
2 苦情受付体制	・苦情、要望対応マニュアルの整備等、事業者内で問題を解決する取組があり、職員の教育ができているか。 ・市への報告体制が確立できているか。	様式2-3-2	10	
3 職員雇用計画、労働条件及び研修計画	◎現在運営する施設での労働条件等 ・従事者の福利厚生が十分か。 ・働きがいのある労働条件となっているか。 ◎当該園における労働条件等 ・職員配置計画は県条例及び募集要項に適合しているか。 ・配置する職員の年齢構成は適正か。 ・働きがいのある労働条件となっているか。	様式2-1-4 様式2-3-3	20	
4 法人としての事業評価・点検方法	・事業内容のPDCAサイクルが整っているか。	様式2-3-4	5	
5 個人情報保護の取組	・個人情報保護の取組は適切か。	様式2-3-5	5	
6 既設保育施設、その他の事業の業務実績及び財務状況	◎前年度貸借対照表、損益計算書（事業報告書）、収支決算書 ・経営基盤の収益性 ・経営基盤の安全性 ・経営基盤の回転性 ・経営基盤の利益率 ◎現年度の事業計画書及び収支予算書等 ・経営開示情報の明確性 ◎当該園の事業計画書及び収支予算書等 ・事業運営の見通しの確実性	別添書類 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・事業実績報告書 ・収支決算書	25	
第4 事業者提案事項				
1 15～20年と期間が限定されたなかでの運営に関する工夫及び園を廃止する際の考え方	・当該園を廃園する際に、在園児やその保護者が安心して次の施設に移れる工夫などの提案があるか。 ・効果的なアイディアは含まれているか。 ・園を廃止する際に、当該園の在園児を別の保育施設での受入れが可能か。	様式2-4-1	50	130
2 利用者ニーズを捉え、サービスを向上させる	・利用者ニーズを捉える工夫をしているか。 ・サービス向上に向けての取組を行っているか。	様式2-4-2	10	
3 不適切保育を防止するための備え	・不適切保育を防止するための体制は整えられているか。 ・不適切保育があった場合、適切に対応できるか。	様式2-4-3	20	
4 事業者が別に運営している園との連携	・既設施設と当該園との間で交流があるか。	様式2-4-4	10	
5 補助金や給付制度が複雑化しているなか、自園での管理体制や市に対する申請方法等の	・補助金や給付制度の内容を理解しているか。 ・市への申請が正確かつ期日に間に合う工夫がされているか。	様式2-4-5	20	
6 加配が必要な児童に対する保育体制について	・加配が必要なお子さんの受入れも前向きに検討できるか。	様式2-4-6	20	
第5 その他アピール事項				
1 アピール事項	・公私連携保育法人として適正であるか。 ・市が実施主体であることを理解しているか。 ・市との連携が取れる法人であるか。	様式2-5-1	5	5
第6 その他				
1 法令遵守能力	・法令遵守方針・意識はあるか。 ・個人情報保護の取組は適切か。	様式2-3-5 別添書類 ・定款の写し ・規約等	5	10
2 その他	・既存の保育所の運営状況は良好か。		5	